

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 1 全体評価</p> <p>【原文】 「一方、年度計画に掲げている科学研究費補助金の申請については、各教員1件以上申請が行われるまでには至っていないことから、今後、積極的な取組が期待される。」</p> <p>【申し立て内容】 削除願いたい</p> <p>【理由】 本学は、国立大学法人法で規定する中期目標の「<u>財務内容の改善</u>」に関する事項に「<u>科学研究費補助金等の外部研究資金、その他の自己収入の増加を図る。</u>」を掲げ、当該中期目標の達成に向け、中期計画及び年度計画において、代表的な競争的資金である文部科学省科学研究費補助金の各教員1件以上申請を明記することで、各教員の自己啓発を促しつつ、学長のリーダーシップの下、文部科学省科学研究費補助金、厚生労働省科学研究費補助金、文部科学省大学教育改革支援事業等への積極的な申請を通して競争的資金の獲得に努めるとともに、<u>共同研究、受託研究、寄附金等多様な資金調達により自己収入の増加に努めてきた。</u>平成20年度においても、当該年度計画にある「<u>文部科学省科学研究費補助金の各教員1件以上申請</u>」について、退職予定や長期不在者等合理的な理由により申請しなかった教員を除き、<u>1人1件以上に相当する件数を申請</u>（平成21年7月31日付け回答：資料4-2参照）する一方、評価項目</p>	<p>【対応】 意見を踏まえ、下記のとおり修正する。</p> <p>『一方、年度計画に掲げている<u>文部科学省科学研究費補助金の申請</u>については、各教員1件以上申請が行われるまでには至っていないことから、今後、<u>積極的な取組が求められる。</u>』</p> <p>【理由】 退職予定や長期不在者等合理的な理由により申請しなかった教員には、研究分担者・共同研究者及び厚生労働省科学研究費補助金採択者が含まれていることから、年度計画を十分には実施していないものと認められ、今後積極的な取組が求められるため。</p>

である「財務内容の改善」及び中期目標に掲げる「自己収入の増加」に照らして、前年度に引き続き12億円を超える資金を獲得し（業務実績報告書23頁参照）、国立大学法人化以降、最も大きな成果を上げている。

因みに、平成21年8月31日に行われたヒアリングにおいても、「重要なことは、科研費なり競争的資金が増えることが大きな目的である」と、本学の意図するところと同趣旨の発言があったところである。

これらのことから、申し立て内容のとおり、当該事項を削除願いたい。

【外部資金獲得の推移】

平成15年度	808,500千円
平成16年度	1,036,784千円
平成17年度	963,070千円
平成18年度	965,136千円
平成19年度	1,261,687千円
平成20年度	1,269,661千円

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 1 全体評価</p> <p>【原文】 「また、平成19年度評価結果において評価委員会が課題として指摘した、検体の目的外使用等に関する事例について、<u>検体の目的外使用に関する再発防止に向けた体制整備等の取組が不十分であるため、引き続き再発防止に向け徹底した取組を行うことが求められる。</u>」</p> <p>【申し立て内容】 下線部について、修正文案のとおり修正願いたい</p> <p>【修正文案】 「また、平成19年度評価結果において評価委員会が課題として指摘した、検体の目的外使用等に関する事例について、<u>検体の目的外使用に関する再発防止に向けた一定の取組が行われていることは認められるが、引き続き再発防止に向け徹底した取組を行うことが期待される。</u>」</p> <p>【理由】 本学として、平成19年度評価結果において評価委員会から課題として指摘された、検体の目的外使用と個人情報の漏洩問題を重く受け止めております。 まず、コンプライアンスの観点から、<u>責任者である臨床検査・輸血部長に対し、平成20年7月23日付けで停職1年の厳しい処分を科した。</u>そのうえで、再発防止のため、<u>平成20年11月5日付けで『旭川医科大学病院規程第9条の規定に関する申合</u></p>	<p>【対応】 意見を踏まえ、下記のとおり修正する。</p> <p>『また、平成19年度評価結果において評価委員会が課題として指摘した、検体の目的外使用等に関する事例について、<u>一定の取組が行われているものの、</u>検体の目的外使用に関する再発防止に向けた体制整備等の取組が不十分であるため、引き続き再発防止に向け徹底した取組を行うことが求められる。』</p> <p>【理由】 事実関係に即した修正。</p>

せ』を改正し、教育・研究部門である関連講座の教授をもって充てることとしていた病院の中央診療施設等の長を、病院長が指名する体制とすることで、トップの権限強化を図った。

これにより、平成20年12月1日付けで、臨床検査・輸血部長に中央診療施設所属の准教授を指名し、その新体制の下、臨床検査・輸血部内に倫理管理者（副技師長）を置き、検体利用・個人情報の一元管理を行う体制とした。具体的には、職員の意識改革のために、検体等を利用した症例報告・学会発表を行う際には、倫理管理者を通じて倫理委員会に付議し、必要に応じ倫理委員会で審議を行う等、職員一人一人の倫理意識を高める取組を行っており、再発防止に向けた体制整備を進めているところである（下線部は平成21年7月31日付けで回答済み）。

上記のとおり、評価結果（原案）の中で不十分であるとされた、検体の目的外使用に関する再発防止に向けた体制整備についても、一定の取組を行っていることから、当該事項について修正文案のとおり修正願いたい。

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 (2) 財務内容の改善</p> <p>【原文】 「平成20年度の実績のうち、下記の事項に課題がある。 (法人による自己評価と評価委員会の評価が異なる事項) ○「競争的資金獲得のため、文部科学省科学研究費補助金の申請を各教員1件以上行う。」(実績報告書20頁・年度計画【105-1】)について、各教員1件以上の申請が行われるまでには至っていないことから、年度計画を十分には実施していないものと認められる。」</p> <p>【申し立て内容】 削除願いたい</p> <p>【理由】 本学は、国立大学法人法で規定する中期目標の「<u>財務内容の改善</u>」に関する事項に「<u>科学研究費補助金等の外部研究資金、その他の自己収入の増加を図る。</u>」を掲げ、当該中期目標の達成に向け、中期計画及び年度計画において、代表的な競争的資金である文部科学省科学研究費補助金の各教員1件以上申請を明記することで、各教員の自己啓発を促しつつ、学長のリーダーシップの下、文部科学省科学研究費補助金、厚生労働科学研究費補助金、文部科学省大学教育改革支援事業等への積極的な申請を通して競争的資金の獲得に努めるとともに、共同研究、受託研究、寄附金等多様な資金調達により自己収入の増加に努めてきた。</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 前述の意見に対する対応のとおり。</p>

平成20年度においても、当該年度計画にある「文部科学省科学研究費補助金の各教員1件以上申請」について、退職予定や長期不在者等合理的な理由により申請しなかった教員を除き、1人1件以上に相当する件数を申請（平成21年7月31日付け回答：資料4-2参照）する一方、評価項目である「財務内容の改善」及び中期目標に掲げる「自己収入の増加」に照らして、前年度に引き続き12億円を超える資金を獲得し（業務実績報告書23頁参照）、国立大学法人化以降、最も大きな成果を上げている。

因みに、平成21年8月31日に行われたヒアリングにおいても、「重要なことは、科研費なり競争的資金が増えることが大きな目的である」と、本学の意図するところと同趣旨の発言があったところである。

これらのことから、申し立て内容のとおり、当該指摘事項を削除していただくとともに、評定についても再考願いたい。

【外部資金獲得の推移】

平成15年度	808,500千円
平成16年度	1,036,784千円
平成17年度	963,070千円
平成18年度	965,136千円
平成19年度	1,261,687千円
平成20年度	1,269,661千円

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 (4) その他業務運営に関する重要目標</p> <p>【原文】 「平成20年度の実績のうち、下記の事項に課題がある。 ○ 平成19年度評価結果において評価委員会が課題として指摘した、検体の目的外使用と個人情報の漏洩に関する事例について、<u>利益相反に関する講演会等を開催するなどの取組は行われているが、検体の目的外使用に関する再発防止に向けた体制整備等の取組が不十分であるため、引き続き再発防止に向け徹底した取組を行うことが求められる。</u>」</p> <p>【申し立て内容】 指摘事項を削除するとともに、下線部について、修正文案のとおり修正願いたい</p> <p>【修正文案】 「○ 平成19年度評価結果において評価委員会が課題として指摘した、検体の目的外使用と個人情報の漏洩に関する事例について、<u>利益相反に関する講演会等を開催するとともに、検体の目的外使用に関する再発防止に向けた体制整備等についても一定の取組が行われていることは認められるが、引き続き再発防止に向け徹底した取組を行うことが期待される。</u>」</p> <p>【理由】 本学として、平成19年度評価結果におい</p>	<p>【対応】 意見を踏まえ、下記のとおり修正する。</p> <p>『平成19年度評価結果において評価委員会が課題として指摘した、検体の目的外使用と個人情報の漏洩に関する事例について、<u>利益相反に関する講演会を開催や臨床検査・輸血部内に倫理管理者を配置するなどの取組は行われているが、検体の目的外使用に関する再発防止に向けた体制整備等の取組が不十分であるため、引き続き再発防止に向け徹底した取組を行うことが求められる。</u>』</p> <p>【理由】 事実関係に即した修正。</p>

て評価委員会から課題として指摘された、検体の目的外使用と個人情報の漏洩問題を重く受け止めております。

まず、コンプライアンスの観点から、責任者である臨床検査・輸血部長に対し、平成20年7月23日付けで停職1年の厳しい処分を科した。そのうえで、再発防止のため、平成20年11月5日付けで『旭川医科大学病院規程第9条の規定に関する申合せ』を改正し、教育・研究部門である関連講座の教授をもって充てることとしていた病院の中央診療施設等の長を、病院長が指名する体制とすることで、トップの権限強化を図った。

これにより、平成20年12月1日付けで、臨床検査・輸血部長に中央診療施設所属の准教授を指名し、その新体制の下、臨床検査・輸血部内に倫理管理者（副技師長）を置き、検体利用・個人情報の一元管理を行う体制とした。具体的には、職員の意識改革のために、検体等を利用した症例報告・学会発表を行う際には、倫理管理者を通じて倫理委員会に付議し、必要に応じ倫理委員会で審議を行う等、職員一人一人の倫理意識を高める取組を行っており、再発防止に向けた体制整備を進めているところである（下線部は平成21年7月31日付けで回答済み）。

上記のとおり、評価結果（原案）の中で不十分であるとされた、検体の目的外使用に関する再発防止に向けた体制整備についても、一定の取組を行っていることから、当該指摘事項を上記修正文案のとおり見直していただくとともに、評定についても再考願いたい。